

船舶事故調査報告書

平成25年1月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成24年8月13日（月） 12時30分ごろ
発生場所	静岡県浜松市引佐細江湖海岸沖 浜松市北区所在の伊奈四等三角点から真方位260° 1,120m 付近 （概位 北緯34° 46.7′ 東経137° 37.2′）
事故調査の経過	平成24年8月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ 海聖丸、0.2トン 240-56040静岡、個人所有 2.93m (Lr) × 1.16m × 0.44m、FRP ガソリン機関、118.40kW、平成15年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 23歳 二級小型船舶操縦士（湖川小出力）・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成22年7月22日 免許証交付日 平成22年7月22日 （平成27年7月21日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り、平成24年8月13日10時00分ごろ浜松市所在のマリーナから出航し、途中、友人の水上オートバイ3台と合流した後、細江湖内の遊走区域に向かった。</p> <p>本船は、引佐細江湖海岸南西沖において、浜名湖橋手前でUターンするため、約60km/hの速力で左旋回中、浜名湖橋にほぼ並行となった12時30分ごろ、突然、船体に右正横寄りから約1mの大波（以下「本件大波」という。）を受けた。</p> <p>船長は、本船の左サイドミラーに左肩を強打し、本船の右前方に飛ばされて落水したが、自力で本船に乗ってしばらく痛みを癒していたところ、後方で友人の水上オートバイ同士が衝突事故を起こしたことを知り、救援に向かった。</p> <p>船長は、衝突事故を起こして漂流している水上オートバイにロープ</p>

	<p>を結ぼうとしたとき、左肩に激痛を感じて左手が動かなくなった。</p> <p>船長は、本船を右手で操縦して出航したマリーナに戻り、衝突事故の負傷者を搬送するためにマリーナが手配した救急車に同乗し、病院に行った。</p> <p>船長は、病院で左鎖骨骨折と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好</p> <p>海象：波高 0.5m、潮汐 上げ潮の初期</p>
その他の事項	<p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、朝方に雨が降っており、出航をやめようと考えていたが、出航時刻には、晴れ間が広がり、また、浜名湖周辺では雨が降った後に強い風が吹くこともあるが、少しぐらい白波が立った状態でも遊走した経験があることから出航した。</p> <p>船長は、風が強く、白波の立っている浜名湖では遊走できない状態であったことから、風の影響を受けにくい細江湖内で遊走することとした。</p> <p>船長は、本事故発生後、本船の左サイドミラーのステーに亀裂が発生しているのを確認した。</p> <p>細江湖は、浜名湖の枝湾の1つであり、また、浜名湖橋は、浜名湖との境界に架けられた橋であり、本事故発生時、橋の方向から波が寄せ、風が吹き抜けている状況だった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、引佐細江湖海岸南西沖を約60km/hの速力で左旋回中、右正横寄りから本件大波を受けたことから、船長の左肩が本船の左サイドミラーに当たり、船長が負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、細江湖内では風の影響を受けにくいと思っていたことから約60km/hの速力で旋回していたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、引佐細江湖海岸南西沖を約60km/hの速力で左旋回中、右正横寄りから本件大波を受けたため、船長の左肩が本船の左サイドミラーに当たったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒天時又は荒天が予想される場合には、出港しないこと。 ・周囲の状況に応じ、十分減速してから旋回すること。